

議案第59号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に次のとおり専決処分したので、その承認を求める。

新座市都市計画税条例の一部を改正する条例

新座市都市計画税条例（昭和42年新座市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税につ</p>

分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

16 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第33項、第34項、第36項若しくは第40項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

いて法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

16 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第34項、第35項、第37項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和4年5月30日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、新座市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要が生じ、令和4年3月31日に新座市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。